

magnitude の上昇が扶養控除減額によってもたらされているため、最終的な格差の減少は微々たるものである。もちろん、児童手当の拡充によって影響を受けたのは 3 歳から 6 歳までの子供を持つ世帯であり、年少扶養控除の減少の影響を受けたのは 15 歳以下の子を持つ世帯であるから、この二つの改正によって有子世帯内の再分配は行われたと考えるべきである。しかし、有子世帯内全体の格差の減少は殆ど認められない。一方で、有子世帯と無子世帯の間の格差については、児童手当拡充で減少した分よりも大きい *magnitude* で扶養控除削減によって拡大しているので、結果として格差が広がっている。つまり、この二つの改正の結果として、有子世帯内の格差はほぼ変化せず、有子世帯と無子世帯間の格差はむしろ拡大している。

一報、財政面に視点をあててみると、児童手当の拡充分の 3 分の 2 を国が負担したと仮定した場合、児童手当のための国の支出は改革前の 68% 増の支出となる。また、年少扶養控除の減額は、扶養控除による財源ロスを 16% 減少させる。扶養控除による財源ロスの方が、児童手当の支出より数倍大きいため、この二つの改革を合わせると、全体として 11% の支出減となる。

7. 財源制約条件下のケース・シナリオ

前節の推計においては、現行制度の児童手当の格差是正効果は扶養控除に比べ小さく、特に有子世帯と無子世帯間の格差是正の効果は微々たるものであることがわかった。この理由の一つは、現在の児童手当額が子供 1 人あたり年間 6 万円と少額であること、また対象年齢が 6 歳以下と限られていることなど制度設計において児童手当制度の規模が小さいことが挙げられる。平成 11 年-12 年の改正においても、若干の拡大はあったものの給付額は据え置きされており、年間子供 1 人あたり 6 万円の給付では大きな格差是正効果が期待できないという根本的な問題が残されている。それでは、財政悪化のおりこれ以上の児童に関する財政措置が許されないという制約の下で、児童手当と扶養控除をどのように設計すれば、格差是正効果が大きくなるのであろうか。

ここでは、現在の児童手当給付額と扶養控除税額の合計額を維持した条件下において、以下の 7 つのシナリオにおける格差是正効果を推計する。

- ① 児童手当給付額と扶養控除税額の全てを児童手當に充当、児童に対する扶養控除は廃止。児童手当の対象年齢 6 歳以下、所得制限は平成 7 年のものと同じ；
- ② 同上、児童手当対象年齢 18 歳以下、所得制限は平成 7 年のものと同じ；
- ③ 同上、6 歳以下、所得制限なし；
- ④ 同上、18 歳以下、所得制限なし；
- ⑤ 同上、23 歳以下、所得制限あり；
- ⑥ 同上、23 歳以下、所得制限なし；
- ⑦ 同上、全てを扶養控除に充当、児童手当は廃止。

どのシナリオにおいても、ベースとなるシナリオは、対象年齢6歳以下とした児童手当（手当額と所得制限は同じ）と年少扶養控除38万円、特定扶養控除（16歳以上23歳未満）が53万円であるケースである。①から⑥のシナリオにおける児童手当額は、現行制度と同じく3子以降は1子・2子の2倍の給付額と仮定し、これを財源制約条件¹³の元に試算すると、ベース・シナリオにおける児童手当額年間6万円（1, 2子目）からシナリオ①については年間36万円からシナリオ⑤の年間9万円へ増額されることとなる。所得制限があるシナリオ（①、②、⑤）については、対象児童年齢が高いほど世帯の所得も高くなるため、該当児童数が総児童数に対して少なくなることを留意されたい。⑦のシナリオにおいてはすべての児童に対する扶養控除が同率に増額されると仮定すると、扶養控除額はベース・シナリオの約1.98倍となる。結果を、表4に示す。

有子世帯内の格差については、すべての扶養控除廃止・児童手当拡充シナリオ（①～⑥）において格差が減少しており、逆に児童手当廃止・扶養控除拡大シナリオ（⑦）においては格差が拡大している。一番格差が小さくなるケースは、シナリオ①、②、⑤であり児童手当に所得制限が設けられている場合である。有子・無子世帯間の格差については、シナリオ①～⑥については、ベースケースよりも若干の減少、シナリオ⑦については若干の拡大が見られた。一番格差が小さくなるケースは、シナリオ①と③であり、対象児童年齢が6歳以下のシナリオである。しかし、どのシナリオにおいても、有子・無子世帯間の格差に大きな違いは見られない。

つまり、現在と同じ財源制約の元では、扶養控除を廃止しその財源を児童手當に充当した場合のほうが大きな有子世帯内の格差は正効果が見られる。その効果は、児童手当を特に低所得層に配分するように所得制限を設けた場合が一番大きい。しかし、どのシナリオにおいても、税・社会保障全体の格差は正効果に比べるとその効果はごく微少であることは留意すべきであろう。この格差を大きく是正するためには、現在の財源よりも大きな財源を充当する必要があることが伺われる。有子・無子世帯間の格差についても、扶養控除廃止・児童手当拡充のシナリオの方が大きな効果があり、この場合は、6歳以下の子に絞って児童手当を充当するほうが大きな効果が見られるが、どのシナリオにおいてもその差は微少である。税・社会保障全体もこの格差の縮小には効果がないため、有子・無子世帯間の格差は正を政策目標とするのであれば、新たな財源と新たな手法を検討する必要があるであろう。

8.まとめ

本稿では、児童手当と児童を対象とする所得税制上の扶養控除の所得格差は正効果を、特に平成12年の児童手当改正、年少扶養控除減額に焦点をあてて、検証したものである。

¹³ 児童手当の財源は、雇用者（被用者の場合）、国、地方の3者で分割されている。ここでは、比較のために、雇用者と地方の支出はベースケースから変わらないと仮定し、扶養控除の廃止で浮いた財源を全て児童手当に充てると仮定している。

推計によると、現行の児童手当による所得格差是正効果は、有子世帯内および有子・無子世帯間の両方において少なく、むしろ扶養控除のほうが大きな効果が認められた。しかし、両者において、税・社会保障全体の効果のごく小さな一部の効果しか検証されなかつた。また、平成12年の改正は若干の財政支出の削減が見られるものの、所得格差の縮小の効果はほぼ認められなかつた。この一つの理由は、現行の児童手当の額が扶養控除に比べ少額であり、平成12年の改正も現行制度に若干手を加えたものだけであるため、その効果も限定的であるからである。このため、もし児童手当の役割の一つとして格差是正効果を求めるのであれば、現行の制度を大きく改正する必要がある。仮に、児童手当と所得税制上の児童のための扶養控除を一元化し、扶養控除を廃止してその増収分をすべて現行の所得制限付きの児童手当に充てるというシナリオを描くと、有子世帯内の格差が若干ではあるが縮小されることがシミュレートされた。逆に、児童手当を廃止して、すべてを扶養控除の減税分に充てるというシナリオでは、現行の制度よりも有子世帯内の格差が若干ではあるが拡大した。この結果から、有子世帯の格差是正効果においては、制度的には児童手当の方が扶養控除よりも効果が高いと言うことができよう。しかし、どのシナリオにおいても格差是正効果は少なく、もし有子世帯内の格差是正を求めるのであれば、現在の財政措置を大きく上回る資金を有子世帯の再分配に振り分ける必要があることが示唆される。一方で、有子・無子世帯間の格差は、様々な一元化のシナリオ下においてもその格差は殆ど是正されない。しかし、有子・無子世帯間の格差は、全体の格差の数%にしか過ぎず、これを是正することの必要性とその手法は、今後さらに検討を重ねる必要がある。

参考文献：

- _____ (1982) 「児童手当と税制の扶養控除」『児童手当』第22巻第4号.
- Aya Abe (2002) "Child related benefits in Japan," *Journal of Population and Social Security Research*, Vol.1. August 2002.
- Chakravarty, Satya R. "Measuring Inequality: The Axiomatic Approach," in Silber (ed.) *Handbook on Income Inequality Measurement*, Kluwer Academic Publishers 1999.
- 宇野裕(2001a)「児童手当はいかに改定されるべきか」社会保険旬報 No.2098 (2001.5.21).
- 宇野裕(2001b)「『児童手当はいかに改定されるべきか』に対する批判と反論」社会保険旬報 No.2120 (2001.12.21), No.2122 (2002.1.11).
- 宇野裕(2002)「保育手当の可能性：『児童手当はいかに改定されるべきか』別論」社会保険旬報 No.2136 (2002.6.1).
- 大塩まゆみ (1999) 「児童手当の国際比較」『海外社会保障研究』No.127, Summer 1999.
- 厚生省児童家庭局(2000)『平成11年度児童手当事業年報』.
- 児童手当制度研究会監修(2000)『改訂 児童手当法の解説』中央法規.
- 税務研究会出版局『税務便覧』平成7年度版、平成13年度版.
- 都村敦子(1977)「福祉政策の"Harmonization"問題について：児童扶養控除制度と児童手当制度

の一元化』『季刊社会保障研究』Vol. 13 No.1.

内閣府「1990 年代における所得税制改正の効果について」政策効果分析レポート No.9.

福田素生(1999)『社会保障の構造改革：子育て支援重視型システムへの転換』中央法規.

付録1　日本における子どものいる世帯への所得移転制度

日本における子どものいる世帯への所得移転制度は税制上の扶養控除、社会保障制度の一環である児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などがある。税制上では、扶養控除が子どものいる世帯に最も重要な制度であろう。扶養控除は、所得控除の一種であり、扶養家族の年齢や障害状態によってその金額は異なる。扶養家族が15歳以下の場合（年少扶養控除）は、38万円、16歳以上23歳以下の場合（特定扶養親族控除）は63万円である（特別障害者である場合は、35万円加算）。所得控除であるので、実際の便益は、殆どの場合、控除金額にその扶養者の所得税率をかけたものであるが、扶養控除によって課税所得が減り税率が下がる場合は、それ以上の便益となる。一方、子どもに関わる現金給付制度としては、6歳以下の子どもがあり、所得制限以下のものを対象とする児童手当とその特例給付、母子世帯を対象とする児童扶養手当、20歳未満の障害児を持つものを対象とする特別児童扶養手当、重度の障害をもつ20歳未満の子をもつものを対象とする障害児福祉手当がある。この内、唯一普遍的な制度である児童手当（及び特例給付）を説明すると、その給付額は第一子、第二子は年額6万円、第三子以降は年額12万円となっている。児童手当は、実質的には2つの制度が融合して成り立っており、自営業者のための制度と被用者および公務員のための制度とは財源も所得制限も異なる（被用者および公務員は、通常の児童手当制度より高い所得制限が定められており、この部分は特例給付と呼ばれる）。前者の場合は国と地方自治体がその財源を負担しており、後者に関しては事業主、国、地方自治体の3者がその財源を負担している。所得制限は、扶養者の扶養家族数によって左右し（表1参照）、各種所得控除後の課税所得をベースに所得制限内か外かを判断される。ここで忘れてはならないのは、児童手当は、「世帯単位」ではなく、「扶養者」の「個人単位」で支給されることである。これは、扶養手当も同様である。

近年になって、年少扶養控除と児童手当は数々の改革がなされた。児童手当が、平成12年、13年において拡大される中、年少扶養控除は平成11年に引き上げられ、その一年後の平成12年には改正前の額に引き下げられている。

平成11年	年少扶養控除（16歳未満）の引き上げ（38→48万）
平成12年6月	児童手当の対象児童3歳以下→6歳以下、 所得制限、支給額は変更なし
平成12年	年少扶養控除の引き下げ（48→38万）
平成13年10月	児童手当：所得制限の引き上げ

付録2 「推定児童手当額」と「推定扶養控除額」の計算方法

本稿では、世帯および個人データの個票から、以下の手順にて「推計児童手当額=世帯が受け取る資格がある児童手当額」を計算した¹⁴。

- ① 児童手当の給付先は、該当児童の扶養者であり、世帯主とは限らない。どの子が誰の扶養親族かは個票からわからないので、夫と妻の所得税額が高いほうが扶養者と仮定した¹⁵。
- ② 児童手当の所得制限のベースは、扶養者の各種控除後の所得である。扶養者がどのような控除を他に受けているかはわからないので、ここでは、所得税額から所得税率、税控除額などを推測し課税所得を逆算し、課税所得が所得制限内か外を推測した。
- ③ 児童手当の給付額は扶養親族数によって異なる。上記同様に、世帯内の誰がだれの扶養親族かはわからないので、配偶者、扶養者と配偶者の両親、子の世帯員の中から、所得が税制上の扶養家族枠内であるものを扶養親族と仮定した。各世帯員が、扶養親族かどうかについての判定は、世帯員の給与給付>103万か事業所得>35か年金所得一年金控除>38である時は扶養家族でないとし、それ意外の時は扶養家族であるとした（退職金、その他所得は省略）。

次に、子の扶養控除による便益については、『所得再分配調査』には、所得税のデータはあるが、控除額や課税所得のデータはないため、以下の手順で推計された。

- ① 『所得再分配調査』の個人票より22歳以下、未婚、被扶養者（勤労収入<103&年金一年金控除<38&事業所得<35の親族）の世帯員すべてについて、その父親と母親を世帯内の他の世帯員から探しだし、所得税が高い方が、その世帯員の被扶養者を扶養している（扶養者）と仮定した。ここでいう「扶養者」とは税制上にその被扶養者を扶養家族としているものとしている。
- ② 子の扶養控除による便益は、子の扶養控除がないと仮定した場合の所得税額から、実際の所得税額を引いたものである。子の扶養控除がない場合の所得税額は、上記の児童手当の推測の過程で推測した扶養者の課税所得に、扶養控除額を加算し、その課税所得にあたする税率、税額を計算したものである。

¹⁴ 児童手当、児童扶養手当額以外の給付（特別児童扶養手当、障害児福祉手当など）については障害の情報がデータの中にはないので推測することはできない。

¹⁵ 『所得再分配調査』の個人票には、各世帯員の年齢および世帯主からみた関係が記されている。しかし、この情報のみでは、どの子の扶養者がどの世帯員であるか、すべてのケースにおいて判断することはできない。例えば、世帯主十子十子の配偶者十子十孫の5人家族の場合、孫が第二世帯員と第三世帯員の子か、第四世帯員の子かは判断がつかない。このような場合には、年齢、配偶関係などの情報から一番常識的であると思われる家族構成を仮定した。また、①の手順において、該当被扶養者の母親と父親のどちらかが世帯内に見つからない場合は（例：母十子、祖母十母十子—これらは必ずしも母子世帯ではない）、もう一方の親の情報を入手することが困難であるため、見つかった親を扶養者とした。実際に、父親が世帯員の中にいない世帯は多く散見され、これらは父親が単身赴任しており、父親が扶養者であるとも考えられるが、この父親はサンプル内にはいっておらず情報を得ることができないため、母親を扶養者とした。両親とも見つからない場合は（例：祖父母十孫、姉妹）、扶養者なしとした。これは、子と別居している親が子どもを扶養していることも考えられるため、同居者を扶養者と仮定することに無理があるためである。

表1 結果(1) 当初所得と可処分所得のMLD分解

MLDの分解							MLDの変化分の分解 (所得の平均値の単位:万円)		
n	当初所得		等価可処分所得 (実データ)		等価可処分所得 (推計児童手当)		等価可処分所得 (実データ)-等価当初所 得(推計)-等価当初所 得(推 計)		
	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	MLD	MLD
有子世帯内(1)	3172	0.2279	291.6	0.1519	250.3	0.1490	251.2	-0.0760	-0.0788
無子世帯内(2)	3487	0.5329	363.9	0.2031	321.2	0.2034	321.1	-0.3299	-0.3295
有子世帯と無子世帯間	2	0.0061		0.0077		0.0075		0.0016	0.0014
全世帯	6659	0.3937	329.5	0.1864	287.4	0.1850	287.8	-0.2073	-0.2087
有子世帯内効果	3172	0.1085	27%	0.0723	38%	0.0710	37%	-0.0362	17%
無子世帯内効果	3487	0.2791	71%	0.1063	59%	0.1065	60%	-0.1727	83%
グループ間効果	2	0.0061	1%	0.0077	4%	0.0075	3%	0.0016	-1%
全世帯	0.01	0.3937	100%	0.1864	100%	0.1850	100%	-0.2073	100%

出典:『平成8年度所得再分配調査』より筆者計算

表2 結果(2) 推計児童手当と扶養控除によるMLD変化分の分解

n	推計児童手当 の効果*		扶養控除 の効果**	
	Δ MLD	Δ MLD	Δ MLD	Δ MLD
有子世帯内(1)	3178	-0.00149	-0.00496	
無子世帯内(2)	3500	0	-0.00015	
有子世帯と無子世帯間	2	-0.00018	-0.00138	
全世帯	6678	-0.00089	-0.00382	%
有子世帯内効果	3178	-0.00071	80%	-0.00236
無子世帯内効果	3500	0	0%	-7.9E-05
グループ間効果	2	-0.00017	20%	-0.00137
全世帯	6678	-0.00088	100%	-0.00381

注:

* 推計児童手当がまったくなかったと仮定した可処分所得と実際の可処分所得(実データ)のMLDの変化
** 22歳以下の子供の扶養控除がまったくなかったと仮定した可処分所得と実際の可処分所得(実データ)のMLDの変化

出典:『平成8年度所得再分配調査』より筆者計算

表3 結果(3)H12年の改正によるMLD変化分の分解と財政支出の変化

n	児童手当拡充(3歳→6歳)(①)		扶養控除減額(年少扶養控除48万→38万)(②)		①+②(=③)	
	△MLD	△MLD	△MLD	△MLD	△MLD	△MLD
有子世帯内(1)	3178	-0.000750	0.000690	-0.000060		
無子世帯内(2)	3500	0.000000	0.000010	0.000010		
有子世帯と無子世帯間	2	-0.000099	0.000258	0.000159		
全世帯	6678	-0.000460	0.000590	0.000130		
		%	%	%		
有子世帯内効果		-0.000357	79%	0.000329	56%	-0.000029
無子世帯内効果		0.000000	0%	0.000005	1%	0.000005
グループ間効果		-0.000098	21%	0.000256	43%	0.000158
全世帯		-0.000455	100%	0.000590	100%	0.000140
財政支出(児童手当)					68%	
財政支出(扶養控除)					-16%	
財政支出(合計)					-11%	

注: ① ベースは、H8年のデータを基に児童手当は3歳以下を対象とする推計児童手当、扶養控除は年少扶養控除額48万と仮定した場合。

② ベースは、①の改正後。

出典:『平成8年度所得再分配調査』より筆者計算

表4 7つのシナリオにおけるMLDと等価可処分所得

		シナリオ1						シナリオ2						シナリオ3						シナリオ4						シナリオ5							
		ベース		MLD		平均																											
n	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均	MLD	平均			
有子世帯内(1)	3172	0.1483	251.6	0.1434	251.9	0.1433	251.6	0.1442	251.9	0.1445	251.7	0.1433	251.6	0.1439	251.7	0.1497	251.6	0.1439	251.7	0.1433	251.6	0.1439	251.7	0.1433	251.6	0.1439	251.7	0.1433	251.6	0.1439	251.7		
無子世帯内(2)	3487	0.2034	321.1	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9	0.2036	320.9		
有子世帯と無子世帯間 全世帯	2	0.00741	0.00731	0.00730	0.00737	0.00730	0.00737	0.00735	0.00737	0.00735	0.00737	0.00735	0.00737	0.00735	0.00737	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735	0.00735		
有子世帯内効果 無子世帯内効果 グループ間効果 全世帯	6659	0.1845	288.0	0.1822	288.0	0.1822	287.9	0.1825	288.0	0.1827	287.9	0.1822	287.9	0.1827	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9	0.1824	287.9
児童手当対象年齢 所得制限	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下	6歳以下			
児童手当額(1、2人目)/年 扶養控除額	60,000	1-15・¥380,000, 16-22・¥530,000	359,000	235,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000			

出典:「平成8年度所得再分配調査」より筆者計算

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」

大学選択に与える家計属性の影響について*

上枝朱美

(国立社会保障・人口問題研究所)

2003年3月31日

要 旨

高等教育を受けるためには、在学費用や進学費用などが必要であり、進学時には学力面に加えて経済面の制約が存在すると考えられる。本稿では、高等教育費と家計属性、とくに子どもの数や家計の可処分所得、住宅ローンの有無といった経済的な制約が国公立大学と私立大学との間の大学選択に与える影響について考察を行う。

分析の結果、子どもの数は大学選択に影響を与えていたことが明らかとなった。住宅ローンは大学選択には有意な影響を与えていなかった。また可処分所得が大学選択に影響を与えていないが、これは教育ローンの存在によって選択の自由が拡大したと考えることもできる。

キーワード：高等教育費、家計属性、子どもの数、教育ローン、住宅ローン

* 本稿は厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」（主任研究者：勝又幸子）の一環である。本稿の作成にあたり、国民生活金融公庫総合研究所と東京大学社会科学研究所附属日本社会経済情報センター（SSJ）のご協力を得た。子どもプロジェクトのメンバーおよび東京大学社会科学研究所二次分析研究会のメンバー、とくに本田由紀助教授（東京大学社会科学研究所）より有益なコメントを頂いた。ここに感謝の意を記したい。

1. はじめに

2002年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した『日本の将来推計人口』によれば、今後さらに少子化が進展するとしている。推計で用いた出生率の仮定では、生涯未婚率の上昇や晩婚化に加えて、結婚後の夫婦の行動が変化し、こどもを持たない割合が増加したことでも考慮されている。

こどもの養育や教育には多くの費用がかかり、現在の日本における少子化の原因の一つと考えられている。内閣府が行った「家族と生活に関する国民意識」(平成14年4月)によれば、「一般的に親がこどもをどの程度まで経済的に面倒を見るべきだと思うか」という問いに対して、「学生の間(大学卒業までは面倒を見る)」と答えた割合は53.6%と半数を超えており、出生率低下の原因として「子育ての費用負担が大きいから」を65.6%の人が挙げている(複数回答)。

乳幼児期には児童手当、医療費助成事業、保育料助成事業、企業向け資金支援事業などさまざまな制度があるが、こどもが成長するにしたがい公的な支援は少なくなっている。(財)こども未来財団(2000)によれば、1998年時点での大学生の子育てコストのうち、私立大学に通う場合の教育費については、1年生では受験や入学時の費用を含む教育費が180万円、2年生は115.8万円、3年生では111.9万円、4年生では107.6万円としている¹。これにさらに生活費等がかかる。子どもが大学に進学する時期に家計の負担が大きくなり、この時期の可処分所得に占める子育てコストは最も大きい。

保護者は進学資金を準備するために貯蓄を行うだけでなく、金融機関や親族、勤務先などから借り入れを行うなどさまざまな方法を使っている²。また入学後は教育を受ける本人も奨学金を受給したりアルバイトを行ったりしている。日本育英会の奨学金については、平成14年度は13年度と比べ約5万人増の約80万人の学生・生徒に434億円増の5,166億円の奨学金を貸与し、また全体で約12,500人増の約187,000人を新規採用する予定としているが、このうち無利子の奨学金の受給人数は421,583人から405,439人に削減し、有利子での貸与人数を331,090人から392,233人に増加させている。

進学と就職の選択や進学先が四年制大学か短大かという大学進学行動に対して家計属性が与える影響についてはすでに研究が行われている。そこで本稿では、進学時の選択として、四年制大学について、国公立大学と私立大学の学生の家計属性の違いに焦点をあてる。

本稿の以下の構成は、つぎのとおりである。まず第2節では大学進学者の動向と、大学進学行動についてこれまで行われてきた研究について紹介する。第3節では、本稿の分析に用いるモデルの説明を行う。第4節は、推計方法とデータの説明である。第5節は、推計結果である。第6節は、政策インプリケーションである。

¹ (財)こども未来財団(2000), p.13。

² 分析で用いる『就学生を持つ家庭の家計実態調査』参照。

2. 大学進学者の動向と先行研究

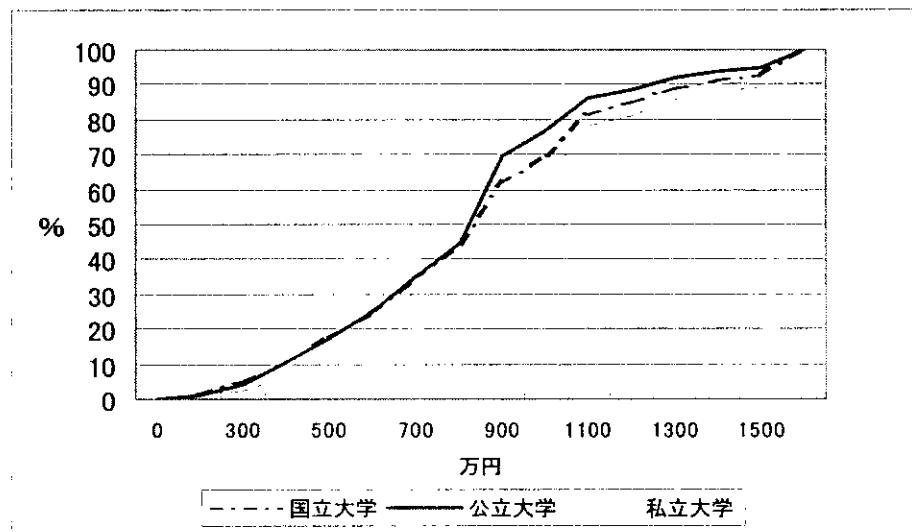
2. 1. 大学進学者の動向

日本における4年制大学進学率は、2001年には39.9%とほぼ4割に到達した³。大学及びその他の全ての高等教育機関・課程への進学率は49.3%であり、通信制・放送大学の正規課程及び専修学校（専門課程）への進学者を含めると71.8%にものぼる⁴。全大学在学者に占める私立大学在学者の比率は77.3%（2001年）と、多くが私立大学である。

「平成12年度学生生活調査結果⁵」からは、国立、公立、私立という大学別と自宅、学寮、下宿・間借りという居住形態別の学生生活費の状況がわかる。自宅では住居・光熱費がほとんどかからず、学寮の場合、国立で月額約1.5万円、公立で約1万円、私立で3万円弱である。下宿・間借りでは月額5万円前後であり、生活費の約1/3を占めている。私立で下宿・間借りの場合、学費と生活費の合計は400万円を超える。

国公立の大学生の世帯の年間収入の平均が約840万円であるのに対して、私立大学生の世帯では987万円である（図1）。公立大学ではさまざまな所得階層の世帯の学生がいるのに対して、私立大学では低所得層の学生が少ないことがわかる。

図1 年間収入階級別学生数



データの出所：平成12年度学生生活調査結果

注：学生数は累積%

また『平成11年全国消費実態調査』からは、国公立大学と私立大学のいる世帯の所得階

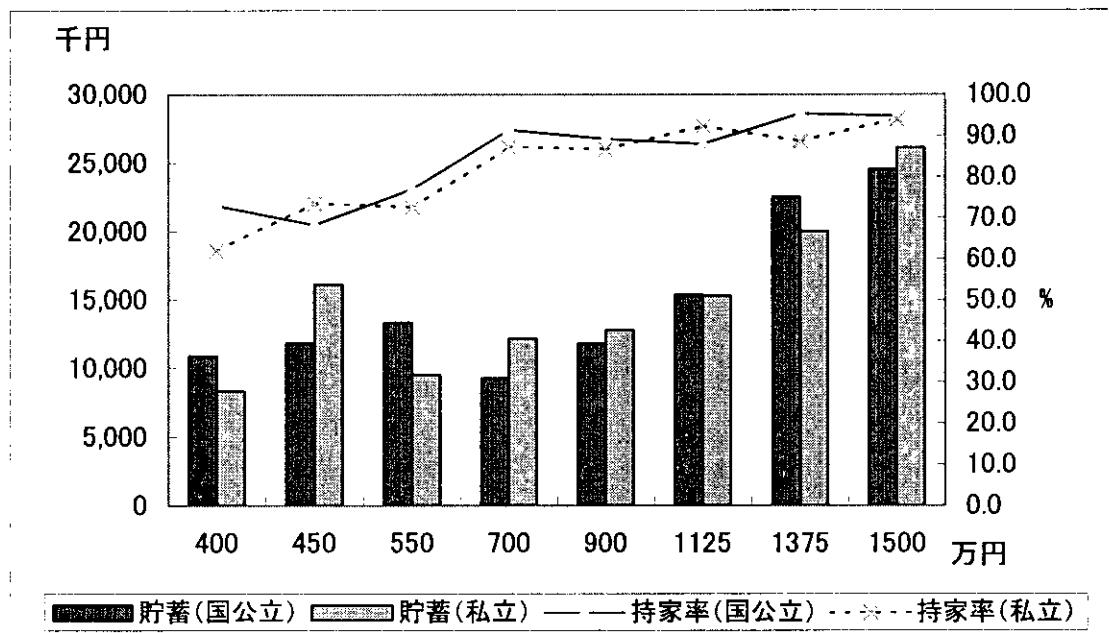
³ 『国民生活白書（平成13年度）』, p.105。これは文部科学省「学校基本調査」による。

⁴ 「教育指標の国際比較」（平成14年版）についてによる。（文部科学省ホームページ）

⁵ http://www.mext.go.jp/b_menu/news/index.htm 参照。これは平成12年11月に全国の大学学部、短期大学本科及び大学院の学生（休学者及び外国人学生を除く）2,995,324人のうち65,334人を調査対象としている（調査有効44,471人、回収率68.1%）。

層別の資産状況（図2）がわかる。私立大学生のいる世帯の住宅・土地の負債保有率は、低所得者層では国公立大学生のいる世帯よりも多いが、高所得者層では逆に私立大学生のいる世帯の方が少なく、また住宅・土地の負債額についても高所得者層では、私立大学生のいる世帯の方が少ない。持家の資産額のデータはないが、持家の帰属家賃をみると、私立大学生のいる世帯の方が高くなっている。つまり私立大学生のいる世帯は資産格差が大きいといえよう。

図2 大学生のいる世帯の資産状況



データの出所：『平成11年全国消費実態調査』により作成

高等教育を受けるためには多くの費用がかかっているが、日本では家計が負担する教育費自体に対する税制面での優遇措置はない。しかし、扶養することもがいれば、扶養控除と特定扶養控除を受けることができる。これは生計を一にすることを条件としているが、修学により別居していても、生活費や学資金を送金している場合や修学等の余暇では他の親族のもとで起居をともにする場合も含まれる。扶養控除として、年齢が16歳未満であれば38万円、16歳以上23歳未満の特定扶養親族であれば63万円が収入から控除され、これは「教育費減税」と考えられている⁶。

また本人が、勤労学生である場合には、勤労学生控除として27万円の控除を受けることができる。ただし、合計所得金額が65万円以上あるいは自分の勤労によらない所得が10万円以上である場合には受けることができない。

⁶ 田中(2001),p.182。

2. 2. 先行研究

大学進学行動についてはこれまで以下のような研究が行われてきている。

大学進学行動と家計の属性について、中村(1993)では『就業構造基本調査』の 1982 年と 1987 年のデータを用いて、男女別に 4 年制大学及び短大への進学と就職に分けて分析を行っている。そして、父親の所得が進学決定に大きな影響を持っているとし、男女で進学行動に影響を及ぼす要因が異なるとしている。

荒井(1995)では、都道府県別データを用いて 1980 年度について男女それぞれの大学進学と女性の短大進学の 3 つに分けて大学進学行動と個人の属性について分析を行っている⁷。その結果、家計所得と母親の学歴はすべての場合に正の効果を持っているが、父親の学歴は男性の大学進学に対し正の効果を与えており、女性の場合には有意な結果となっていないとしている。

しかし、永井(2002)は、1991 年以降の進学率の上昇での特徴として 4 年制大学の進学率で男女差が減少し、それと反比例して女性の短大進学率が低下したとしている。

一方、高等教育費が家計支出に与える影響については田中(2001)や矢野(1996)において分析が行われている。

田中(2001)では、初年度納付金が勤労世帯（世帯主 45~49 歳）の消費支出に占める割合について、1975 年から 1999 年までの 25 年間について示し、その割合が次第に上昇しており、1999 年度には国立大学で 15.8%、私立大学では 26.7% に達しているとしている。また、「学生生活調査報告」からわかるることは、高等教育の機会均等に貢献しているのは地方国立大学であり、国立大学全体では家計所得は二極分化しているとしている。そして『家計調査』における教育関係費の割合は、世帯主の年齢が高まるにつれて上昇し、45~49 歳でピークに達するとし、消費支出総額に占める学費総額の割合は、私立大学 39.4% であり、国立大学では 24.1% となっている⁸。

矢野(1996)では、教育費が家計支出に与える影響として、エンゲル係数と貯蓄についてそれぞれ分析を行っている。そして大学生をもつ世帯の食費は「夫婦のみの世帯」と同じ程度であるとし、教育費が食費を圧迫している状況を明らかにした。またこどもが小中学校の期間には貯蓄を行っているが、大学生をもつ世帯ではどの所得階層でも貯蓄率がマイナスつまり貯蓄の取り崩しを行っているとしている。こどもが小さいときには所得水準が低いため、貯蓄を十分行うことができず、教育費が不足している状況である。住居費についてもこどもの成長とともに減少するとしている。しかし、ここでの住居費は消費支出としての住居費であって、住宅や土地の購入、新築、増改築は「財産購入」であり、住宅ロ

⁷ 荒井(1995)第 6 章。

⁸ ただし田中(2001)の推計は、実際に大学生のいる世帯ではなく、相当すると考えられる年齢階層を当てはめて得られた結果である。

ーン返済は「土地家屋借金返済」であって含まれていない⁹。

また矢野(1996)によれば、進学に影響を与えるのは本人の能力と経済状況であり、現在は大学数が多いので、能力面での障壁はないが、経済的状況による障壁は存在する、としている。少子化の進展により学力面での進学が容易になってきている一方、教育費用の上昇により所得制約による進学が次第に困難になっている。結果として、所得階層別での進学機会がいまよりも不平等になる可能性が強いとしている。

3. モデル：進学時の選択行動

大学進学時の行動について二値選択モデル(Binary QR Model)を使って考える¹⁰。

$P(y_i = 1)$ は i 番目の経済主体がある行動を選択する確率である。

$$P(y_i = 1) = F(\mathbf{x}_i' \beta) \quad i = 1, 2, \dots, N \quad (1)$$

$$y_i = \begin{cases} 1 \\ 0 \end{cases}$$

ここで $y_i = 1$ はある行動を選択するとし、 $y_i = 0$ はある行動を選択しないとする。 \mathbf{x}_i は i 番目の経済主体の特性変数（ベクトル）であり、 β はパラメータ（ベクトル）である。

具体的には、進学時の選択肢が国公立大学と私立大学という 2 つの選択肢について考える。経済主体 i が j を選択した場合に得られる期待効用水準 U_{ij} は(2-1)(2-2)式のように表されるとする。ここで X_i は経済主体 i の特性を表す変数とし、 Z_{ij} は j を選択することで決まる変数（条件変数）、 e_{ij} は攪乱項とする。

$$U_{i0} = \beta_{10} X_i + \beta_{20} Z_{i0} + e_{i0} \quad (2-1)$$

$$U_{i1} = \beta_{11} X_i + \beta_{21} Z_{i1} + e_{i1} \quad (2-2)$$

経済主体 i はある行動を選択した場合の効用 U_{ii} が高い場合にその行動を選択する。

$$U_{i1} > U_{i0} \quad (2-3)$$

実際には X_i は世帯の収入など家計の属性、 Z_{ij} は進学に必要な教育費などが考えられる。

4. 推計

進学時に国公立大学と私立大学の選択について Probit（私立大学 = 1）による分析を行う。なお学力や親の学歴についてのデータは得られていないため、経済面からだけの分析となる。

4. 1. 使用データと分析対象

使用するデータは国民生活金融公庫の「就学生を持つ家庭の家計実態調査 2000」である

⁹ 『家計調査年報（平成 12 年）』(p.475)付録 8 収支項目分類表。

¹⁰ 中村(1993)および和合・伴(1995)第 4 章を参考にした。

¹¹。これは「国の教育ローン」利用世帯について行ったアンケート結果である（有効回答数 4,294 件：有効回答率 34.2%）。そのうち 4 年制大学の 1 年生を分析対象とした（データ数：1252）。進学に係わる費用には、個人が大学教育を受けるために必要な私的費用と、私的費用に進学しなかった場合の放棄稼得(forgone earnings)と公的な補助金を加えた社会的費用があるが、ここでは私的費用についてのみ考える。また国民生活金融公庫総合研究所による「アンケート結果の概要」では、進学費用（学校納付金、受験費用、入学しなかった学校への納付金の合計）と在学費用（学校教育費と家庭教育費の合計）に分けていますが、ここでは大学進学に必要な教育費支出として、学校納付金など入学時に支払った金額に 1 年間の授業料と授業料以外に学校にかかる費用、アパートの敷金・礼金、家財道具、引っ越し費用など自宅外の場合に生活を始めるための費用、生活費を加えた合計額を考える¹²。

4. 2. 変数

〈可処分所得〉

推計では、実際の教育費負担をみるために、世帯の年収ではなく可処分所得を変数として用いることにしたため、分析の対象は勤務者のみとなった。また年収は、主たる家計維持者の年収とそれ以外の世帯構成員の年収に分けられているが、扶養控除や医療費控除、住宅借入金（取得）等特別控除についてのデータが得られない。そこで、以下の方法で所得税額の推計を行った¹³。なおここでは、社会保険料や地方税については考えない。

『家計調査年報 平成 12 年』第 5 表の勤労者世帯の実収入と直接税のデータにより、所得税額の推計を行った（表 1 参照）。そして、年収から所得税額を引いた額を可処分所得とした。ここで NUMBER は世帯人員、AGE は世帯主の年齢である。

表 1 所得税額の推計結果

変数	推定値	標準偏差	t 値	P 値
定数項C	-14.3146	42.6379	-0.335724	[.751]
INCOME	0.018185	0.031089	0.584944	[.584]
INCOME ²	8.08871E-05	1.32E-05	6.10565	[.002]
NUMBER	-4.87085	8.38547	-0.580868	[.587]
AGE	0.551731	0.722361	0.763788	[.479]

修正済み $R^2=0.998749$ データ数: 10

¹¹ 教育ローンの利用にあたっては所得制限（上限）がある。

¹² 受験の際にかかった費用（受験料、それにともなう宿泊費・交通費）、また入学しなかった大学への納付金）は含まれていない。

¹³ なお所得税額がマイナスとなる場合には 0 とした。

〈住宅ローン〉

また可処分所得と教育費用については、対数値とした。そのため、住宅ローンの金額がローンの支払いがない世帯は0となるため、推計では住宅ローンの有無とした(有り=1)。

〈学部ダミー〉

大学の学部は、文科系、理科系、医科・歯科系、その他の4つに分けられている。なお、定数項を入れたため、学部ダミーのうち「その他の学部」を除いて推計を行った。

〈こども数〉

ここでのこども数は、小学校以上に在学するこどもの数である。また、性別による差異をみるために、世帯主の性別と大学生の性別もダミーとして入れた。

〈大都市ダミー〉

世帯主の居住都道府県が3大都市圏の中心市を含む都道府県¹⁴であれば、大都市(東京、神奈川、千葉、愛知、大阪、京都、兵庫)とした。進学先の都道府県は不明である。

記述統計量は、後述の表2のとおりである。

5. 推計結果

推計結果は、表3のとおりである。

こどもの数が大学選択に有意に影響を与えていたことが明らかとなった。在学中のこどもの数が多いと私立大学よりも国公立大学を選択している。これはこどもが多いと一人当たりのこどもにかけることができる金額が少なくなることが一つの理由として考えられる。

下宿しての通学は、私立大学選択に負の影響を与えていた。高等教育を受けるために必要な費用には、授業料以外に生活費もある。下宿して私立大学に通学する場合、かなりの費用がかかるため、低・中所得層ではこの選択をすることは困難であると考えられる。

世帯主の年齢は、私立大学選択に負の影響を与えていた。世帯主の年齢が高いほど国公立大学を選択している。

世帯主や高等教育を受ける本人の性別による差は認められなかった。永井(2002)では、4年制大学の進学率で男女差が減少したとしているが、本稿の結果からは国公立大学と私立大学の選択においても男女差が見られない。ただし、これが近年の傾向であるかどうかは、過去についての分析を行う必要がある。

「平成12年度学生生活調査結果」では、私立大学は高所得者層に偏っていたため、推

¹⁴ 『日本の住宅・土地 平成10年住宅・土地統計調査の解説』,pp.181s-183s 参照。

計でも高所得者層が私立大学を選択すると予測された。しかし推計結果からは、可処分所得は大学選択に有意な影響を与えていなかった。これはデータに高所得者層が少ないと考えることもできる。しかし教育ローン利用者であれば、高等教育に使うことが可能な金額が、実際には可処分所得よりも多い。教育ローンの利用が行われなければ、選択に制約を受けた可能性があるが、ローンの利用により選択の幅が広がったと考えることもできる。

大都市ダミー、及び住宅ローンの有無も有意な影響を与えていないことが明らかとなつた。世帯主が居住する地域による違いは見られないことになる。

6. 政策インプリケーション

国公立大学や私立大学の授業料が値上がりすることで、学力があっても経済面からの制約によって大学進学が困難になる学生が今後増加することが考えられる。本稿では、家計の状況から分析を行ったが、教育サービスを受けるのは学生本人である。そこで教育ローンや奨学金を増やし、教育を受ける本人が卒業後に返済することで教育費用を負担する方が望ましい。その場合には教育ローンの利子についても在学中は猶予したり、税制面で優遇することが必要ではないだろうか。

アメリカでは低所得者向けの高等教育補助金としてペル奨学金(Pell Grant)がある¹⁵。これは400万人の学部及び専門学校生に一人平均約2,300ドルを所得に応じて支給するものである。またHOPE奨学金(学部1、2年生等に対し学費の最初の1,000ドル全額、次の1,000ドルの半額を税額控除、所得による制限や減額がある)やLifetime Learning Credit(学部3年生以上で大学院や社会人を含む、学費の5,000ドルまでの20%を税額控除、所得による制限や減額がある)といった税額控除の形での広義のバウチャーも充実している。

池本(1998)では、諸外国では、高等教育への公費投入の抑制による授業料値上げにともない学生ローン利用者が増加しているとしている。そして、日本での高等教育費負担について、学生本人が費用を負担できるように貸与奨学金の制度の充実を行うこと、また公費を効率的に使うためにバウチャー制度の導入等を参考にすべきとしている。

国の教育ローンの融資額は学生・生徒1人につき200万円以内であり、利率は年率2.1%¹⁶で、返済期間は10年以内となっている。平成14年4月1日より、世帯の年間収入の上限が給与所得者では1210万円から990万円に、事業所得者では990万円から770万円に引き下げられた。200万円を年率2.1%で借り入れるとすると、利子の支払いは年間4.2万円となる。ローン利用者は、この負担も行っている。

今回はデータの制約により進学者のみを対象としたが、就職した場合のデータが得られ

¹⁵ 内閣府政策統括官(2001),p.8。

¹⁶ これは2002年11月1日の利率であり、2002年11月11日からは年率1.6%となる。

れば進学と就職の選択を含めた行動に家計属性が与える影響について分析を行いたい。また可処分所得の求め方を詳細に行うことや、大学選択には学力による制約によるが大きいので、それを考慮した分析については今後の課題としたい。

使用データ

「就学生を持つ家庭の家計実態調査 2000」(国民生活金融公庫)

参考文献

- Amemiya, Takeshi (1985) *Advanced Econometrics*, Harvard University Press.
- Maddala, G.S. (1988) *Introduction to Econometrics*, Macmillan (和合肇訳著『計量経済分析の方法』(1992),マグロウヒル).
- 荒井一博(1995)『教育の経済学－大学進学行動の分析－』,有斐閣.
- 荒井一博(2002)『教育の経済学：入門』,勁草書房.
- 池本美香(1998)「少子社会における教育費負担構造－教育改革：教育費に関する論点－」,『さくら総研調査報告』,Vol.3.
- (財)こども未来財団(2000)『平成 11 年度 子育てコストに関する調査研究報告書』.
- 田中敬文(2001)「教育費負担の現状と機会不平等」,『家族社会学研究』,第 12(2)号,pp.175-183.
- 内閣府政策統括官(2001)「バウチャーについて－その概念と諸外国の経験」,政策効果分析レポート No.8.
- 永井暁子(2002)「教育費は減少したか－子供中心主義家計の行方－」,『季刊家計経済研究』,No.55,24-31.
- 中村二朗(1993)「家計属性と進学行動に関する実証分析」,『経済研究』, Vol.44, No.3, pp.212-220.
- 矢野眞和(1996)『高等教育の経済分析と政策』,玉川大学出版部.
- 和合 肇・伴 金美(1995)『T S Pによる経済データの分析 [第2版]』,東京大学出版会.

表2 記述統計量

	平均	標準偏差	最小値	最大値
子どもの数	1.90974	0.74310	1.00000	5.00000
私立大学ダミー	0.85383	0.35341	0.00000	1.00000
学部ダミー				
文科系	0.56629	0.49578	0.00000	1.00000
理科系	0.23482	0.42406	0.00000	1.00000
医科・歯科系	0.015176	0.12230	0.00000	1.00000
その他の学部	0.18371	0.38740	0.00000	1.00000
自宅外ダミー	0.40096	0.49029	0.00000	1.00000
教育費用（対数）	5.51717	0.41934	3.91202	6.65929
大都市ダミー	0.27716	0.44777	0.00000	1.00000
世帯主の性別（男=1）	0.95927	0.19775	0.00000	1.00000
本人の性別（男=1）	0.61422	0.48697	0.00000	1.00000
世帯主の年齢	49.27955	3.86132	37.00000	66.00000
可処分所得（対数）	6.55025	0.30784	4.88226	7.26043
住宅ローンダミー	0.65895	0.47425	0.00000	1.00000
サンプル数	1252			